

令和2年分 確定申告における

納税の方法又は還付金の受取方法のご案内

1 納税の期限等

	納税の期限	口座振替日 (振替納税ご利用の場合)
申告所得税及び復興特別所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
消費税及び地方消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)

2 納税の方法

【振替納税を利用されていない場合】

上記「納税の期限」までに、納付書により最寄りの金融機関の窓口で納付してください。

(注) 申告書の提出後に、税務署から納付書や納税通知等によるお知らせを送付することはありませんのでご注意ください。

なお、納付書以外にも、パソコンを使ったダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、QRコードによるコンビニ納付など、多様な納税手段があります。詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

【振替納税を利用されている場合】

上記「口座振替日」に、ご指定の預貯金口座から口座振替いたします。

(注) 振替納税をご利用いただいている場合であっても、残高不足等により振替日に口座振替ができない場合は、法定納期限の翌日から納付の日までの間、延滞税が課される場合がありますのでご注意ください。

なお、振替納税は一度お申込みをいただければ、引き続きご利用いただけますが、

- ① 転居等により、確定申告書の提出先税務署が変わった場合
- ② 既にご利用の口座と異なる預貯金口座からの振替を希望される場合は、申告期限までに改めて振替依頼書の提出が必要です。

【納税は安心して便利な振替納税を是非ご利用ください！】

振替納税とは、水道・電気・ガス等の公共料金と同様に、金融機関の預貯金口座から自動引き落としができる制度です。納税のための現金を持ち歩く必要がなく、納税をうっかり忘れることもありません。

「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申告期限までに所轄の税務署又は金融機関へ提出してください。

「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」の用紙が必要な方は、所轄の税務署へお尋ねください。

また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードできますので、ご利用ください。

- (注) 1 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用いただけます。
2 申告期限後に申告書を提出された場合には、振替納税がご利用いただけないほか、無申告加算税や延滞税が課される場合があります。

3 還付金の受取方法

【確定申告書等作成コーナーで申告書を作成する場合】

《「確定申告書等作成コーナー」画面》

還付金額について

あなたの還付金額は ●●● 円 です。

受取方法の選択 必須

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。

入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。

- ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
- ゆうちょ銀行への振込み
- ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

受取方法を選択すると、下図の入力画面が表示されますので、画面にしたがって入力してください。

● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

還付金額について

あなたの還付金額は ●●● 円 です。

受取方法の選択 必須

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。

入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。

- ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
- ゆうちょ銀行への振込み
- ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

銀行・信用金庫等の預貯金口座への振込みを希望する場合は、以下の入力画面が表示されます。

金融機関名称

金融機関名称の入力方法
一部の大手・ネット・協賛銀行は、金融機関名称の入力方法が異なります。
金融機関名称の入力は、申告内容と一致するよう正確に入力してください。

本店名

預金種別

口座番号

ご本人名義の口座の金融機関名、支店名、預金種類及び口座番号を通帳等で確認して入力してください。

● ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合

還付金額について

あなたの還付金額は ●●● 円 です。

受取方法の選択 必須

還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。

入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。

- ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
- ゆうちょ銀行への振込み
- ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

ゆうちょ銀行の預金口座への振込みを希望する場合は、以下の入力画面が表示されます。

記号及び番号

記号 (半角数字5桁) 番号 (半角数字8桁以内)

01234 - 01234567

記号及び番号の入力方法

ご本人名義の口座の記号及び番号を通帳等で確認して入力してください。

※入力画面については、変更となる場合があります。

【書面で申告書を作成する場合】

《所得税及び復興特別所得税の確定申告書用紙》

● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

還受付される税金の所

銀行・信用金庫等の口座への振込み

郵便局名等

預金種類

口座番号記号番号

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、振込みの可否についてはお取引先の銀行へお問い合わせください。

ご本人名義の口座の金融機関名、支店名、預金種類及び口座番号を通帳等で確認して記入してください。

● ゆうちょ銀行の口座への振込みの場合

還受付される税金の所

銀行・信用金庫等の口座への振込み

郵便局名等

預金種類

口座番号記号番号

記号 (5桁) 番号 (2~8桁)

(注) 1 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は、記入しないでください。
 2 記号部分の6桁目以降(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)は、記入しないでください。

ご本人名義の口座の記号及び番号を通帳等で確認して記入してください。

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要な事項を記入し、
金融機関届出印を押印

金融機関又は税務署に
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

利用可能税目

◆申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

◆消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

① 事前準備

- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

申し込み概要

申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	（全角カナ）
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	（全角）
申請内容	口座振替	
税目	申告前滞税及滞税特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input checked="" type="checkbox"/> 1 期分、2 期分 <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input checked="" type="checkbox"/> 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県	選択してください▼
	税務署	選択してください▼
電話番号（必須）	<input type="text"/>	（半角数字）
住所（必須）	郵便番号	<input type="text"/> （半角数字）
	住所	<input type="text"/> （全角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> （全角）	
口座名義（カナ）（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （全角カナ）	
口座名義（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （全角）	
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日（半角数字）

ページの先頭へ

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認の上、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Tax に戻ります。

④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

QRコードを利用した コンビニ納付ができます！



お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。

自宅等



PCで作成・
書面で出力



スマホ・タブレットで
作成・画像で保存



コンビニ

キオスク
端末



自宅等で国税庁ホームページから
QRコードを作成・出力（保存）

QRコードを読み取ら
せて納付書を出力

現金で支払い



納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません！

QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →



利用可能なコンビニエンスストア

●ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

●ファミリーマート
(「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は 30 万円以下となります。 ※納付金額が 30 万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードの作成方法には、2種類の方法があります。

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、『住所・氏名等入力』画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 *は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字*
例) (個人) 国税 太郎
例) (法人) 株式会社コクセイ商事

氏名(名称)カナ*
例) コクセイ タロウ
例) カブシキガイシャコクセイショウジ

郵便番号 (半角数字)
例) 1000013

住所(所在地)*
例) 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話番号* - - (半角数字)
例) 固定電話 00-1234-5678
例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号 (半角数字)
例) 01234567

納付先税務署* 郵便番号から検索します
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

納付内容

納付税目*

課税期間(自)* 年

申告区分*

本税額 円 (半角数字、「,」不要)

加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

重加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

利子税額 円 (半角数字、「,」不要)

延滞税額 円 (半角数字、「,」不要)

合計額* 円 (半角数字、「,」不要)

戻る

次へ

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。



右のコードからもアクセスできます。 →

(www.nta.go.jp/taxes/nozel/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

- ① 氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号がご不明な場合は空欄のまま構いません。

② 納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

- ③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④ 申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。

例) 令和元年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合

- ・ 課税期間(自)：令和元年
- ・ 申告区分：確定申告
- ・ 本税額：10,000円
- ・ 合計額：10,000円

⑤ 「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ



Fami ポート端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート



コンビニ納付用 QR コード印刷

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます